

令和7年度 シラバス

科目名	単位数（時間数）	学科・学年	担当者氏名
関係法規・制度	1 単位（30 時間）	理容科・2 学年	濱名 徹
学 習 目 標			授業の方法
理容師制度・美容師制度が専門職業資格を設けている。一般国民や他の生活衛生や保険関係の資格を持っている者では、この行を行えないとするのは、理容師・美容師がほかの生活衛生や保健関係の専門資格と同じような専門性と高度の修練を経た技術が必要とする職業であるからに他ならない。 「関係法規・制度」は、このような専門職としての理容師・美容師になろうとする者に対して、この業に対する規制と行政による指導監督制度及びその他の業の関連法規を教育することを主たる目的とするものである。また、この業に対する法規、諸制度を教育するため、その前提になる法制度、衛生業背についての基礎的知識についての教育も行う。 これらのことを通じて、「関係法規・制度」では、単に理容・美容の業に対する関係法規・諸制度を知るだけでなく、社会における専門職としての理容師・美容師としての職業意識を高め、職業倫理を身につけることも目的としている。			講義
成 績 の 評 価 方 法			
定期考査（60 点以上を合格とする）			
教 科 書		副 読 本	
関係法規・制度 （公益社団法人 日本理容美容教育センター）		理容師法関係法令集（公益社団法人 日本理容美容教育センター） 美容師法関係法令集（公益社団法人 日本理容美容教育センター）	

学習指導年間計画（授業計画）

章	項	内容・目的	履修時間
第1章 法制度の概要	- 社会生活における法の役割 - 法の形式 - 衛生法規の概要 - 理容師法・美容師法と附属法令	社会を公正に機能させるために強制的な社会規範として法制度が必要とされていること、日本の憲法を頂点とする法体系の実際を理解させる。 衛生行政に関わる法規を概観することにより、衛生法規がその内容によって分類されていることを理解させる。	3
第2章 衛生行政の概要	- 衛生行政の意義と歴史 - 衛生行政の分類と衛生行政の内容 - 衛生行政を担う行政機関	行政は、法律で定められた枠組みにしたがい、国と地方公共団体が文大して国の行政を行っており、人の健康を保持・増進する衛生行政も行政全体の一分野である。 我が国の衛生行政がどのように発達し、時代の課題に応えてきたかを理解させる。特に地域における理容美容の業を指導監督する保健所の行政について理解させる。	3
第3章 理容師法 美容師法	- 目的 - 用語の定義 - 人に関する規定 - 施設に関する規定 - 立入検査と環境衛生監視員 - 違反者等に対する行政処分 - 罰則	理容師法・美容師法は、我が国で行われる理容・美容の業を、利用者にとって衛生的で安心できるものとするため、理容・美容の業を行える人を理容師・美容師に限り、衛生的な理容・美容を理容師・美容師という専門家により、衛生的な環境の確保された理容所・美容所において行うことを原則としている。衛生的な理容・美容の業の実施により、我が国の公衆衛生の向上に役立つことが理容師・美容師の目的である。 このため、理容師・美容師として利用者に理容・美容サービスを提供する者は理容師法・美容師法をよく理解し、衛生的に業を行う責務を持っている。理容師法・美容師法を十分理解させ、衛生的かつ安全な理容・美容に努めるように指導する。	21
第4章 関連法規	- 理容業・美容業の運営に関する法律 - 理容業・美容業の衛生に関する法律 - 理容業・美容業の顧客に関する法律	理容・美容の業を適正に行っていくために、様々な法律を知る必要がある。理容師法・美容師法以外で理容師・美容師および理容・美容の業に関係の深い法律について、理解を深め将来の理容師・美容師の職業に生かせるように指導するとともに、関連法規について理解させる。	3